



荒川区同性パートナーシップ制度 4月中に制度スタート予定

いよいよ荒川区でも同性パートナーシップ制度がスタートします。昨年、当事者団体から陳情が出され、区議会で採択しました。区は「要綱」で制度を定めるとし、昨年末にパブリック・コメントを実施。その結果が公表されました。賛成意見を出した提出者が28名、反対意見が3名とのことでした。詳細は荒川区のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

誰もが自分らしく生きられる制度のスタートを心より歓迎します。当事者のご意見を伺いながら今後更なる改善も必要ですし、本来であれば同性婚も法律上認められるべきと、私は思います。

同性パートナーシップ制度とは

自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

<パブリック・コメント実施結果>

意見提出者:31名

意見数:70件

意見取り扱い:

制度に新たに反映 6件

すでに盛り込んでいる 23件

意見・要望としてお聞きする 41件

【問合せ】総務企画課企画係

電話番号:03-3802-3111(内線:2111)



区立町屋文化センターがリニューアル♪ 視察してきました

1億7千万円かけ、リニューアル工事を終えた町屋文化センターを視察しました。

デザイン委託を行い、エントランスゲートに「町文」のロゴが入り、しゃれています。照明のLED化や壁紙の張替えでとても明るい印象になりました。リニューアル後も施設利用料金は変わりません。

2階には黒板の壁、床面プロジェクション、プレイコーナーにはグランドピアノが設置されており、どなたでも自由に引くことができます(10時~18時)。

トイレにはオムツ処理機があり、捨てられます。子育て世代に優しくなりました。

よみうりカルチャーが今年度から撤退、今はACC(公益財団法人荒川区芸術文化振興財団)が講師直接と契約し、カルチャー講座を開いています。その影響で今年度の利用率は低下すると、区は見込んでいるようです。

【問合せ】荒川区立町屋文化センター ACC 電話番号:03-3802-7111



大きな黒板 自由に絵を描けます



2階のピアノを自由に弾けます

発行:日本共産党議員団 TEL:3802-4627 FAX:3806-9246

e-mail: arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所>

荒川区西尾久2-4-8 メゾン・ド・ポラリス1階

TEL&FAX:3894-6668



防災街づくり事業昨年度実績

荒川区の防災を長期的に考えるうえで、木造密集地域の改善が大きな課題です。不燃化特区事業や耐震化推進事業等について、昨年度の実績報告がありました。一部をご紹介します。

～ 不燃化特区とは(東京都 HP より) ～

東京には、JR 山手線外周部を中心に木造住宅密集地域(木密地域)が広範に分布しており、首都直下地震が発生した場合に地震火災など大きな被害が想定されています。「不燃化特区」とは、このような木密地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。(2025 年まで予算化されています。)

～ 不燃領域率とは(国土交通省 HP より) ～

市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員 6m 以上の道路等の 公共施設面積の割合。

<不燃化特区事業>

不燃領域率改善(2021 年度末見込)

町屋・尾久地域【242.2ha】:64.1%(7.3 上昇)

荒川・南千住【123.4ha】:65.1%(0.6 上昇)

防災スポット等のオープンスペース確保

新設 21 か所(各防災スポットなど)

拡張 11 か所(尾久小公園など)

今後整備予定 6 か所

尾久宮前小学校に駐輪場・駐車場新設 安全に駐輪できます



区立宮前小学校西側に、駐輪場と駐車場が新設されました。自転車を 11 台、車 2 台をとめられます。工事は 3 月末に完了しました。

これまで授業公開などの際は学校東側、東京電力の敷地を借りていましたが、少し解消されそうです。運動会などの大規模なイベントの際は引き続き東京電力の協力が必要となりそうです。新駐輪場西側にも空地がありますが、区有地・駐輪場となるのでしょうか。詳細確定次第お知らせします。

区立あらかわ遊園が 4 月 21 日リニューアルオープン。5 月連休までは WEB 予約が必要ですが、その後、平日は予約不要となります。区民向け年間パスポートを発行予定です。価格が決まり次第お知らせします。



日時: 5 月 20 日(金) 18:30~20:00

TEL&FAX: 03-3894-6668 **要予約**

会場: 北村あや子事務所 (西尾久2-4-8)

日々の生活、仕事...ひとりで悩まずご相談ください。

弁護士と北村が相談をうかがいます。生活相談はいつでもどうぞ。

2015年度 調査からの空き家数の推移 2022年度3月現在

老朽度ランク	2015年	撤去数	2021年
5	23	▲17	6
4	19	▲16	3
3	37	▲22	15
2	100	▲56	44
1	555	▲176	379
0	237	▲63	174
計	971	▲350	621

※ 5 及び 4 →速やかに除却すべき著しく危険な空き家

3 及び 2 →除却すべき著しく危険な空き家

1 →予防保全を講じるべき空き家

0 →利活用が考えられる空き家

専門家の派遣や相談会など相談支援

建築士や弁護士などの派遣数:173 件

住まいの相談会開催件数:43 回

相談件数:693 件

助成や寄付など

建替助成:423 棟

除却助成:490 棟

寄付除却:53 棟



除却前



除却後

<耐震化推進事業>

耐震補強補助:40 棟

建替補助:316 棟

除却補助:41 棟

【問合せ】防災街づくり係

電話番号:03-3802-3111(内線:2827、2829)



法律
HOURITSU SOUDAN
相談